

電子契約サービス提供事業に係る公募型プロポーザル募集要領

本要領は、福島県における電子契約サービス提供事業者の契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものである。

1 実施事業名

福島県における電子契約サービス提供事業

2 事業内容

本県では、令和7年10月を目途として電子契約サービス（以下「サービス」という。）の導入に向けた検討を行っている。

本事業は、本件においてサービスを円滑に利用するための導入支援及びサービスの提供を行うものである。（詳細については、別添仕様書のとおり。）

3 契約期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

ただし、サービス利用期間は、令和7年10月1日から令和12年3月31日までとする。

なお、契約締結日からサービス利用期間始期までは導入支援等の業務を提供すること。

4 契約限度額

ア サービス利用料（契約締結日～令和8年3月31日）

957千円／年（税込）

イ サービス利用料（令和8年度以降）

792千円／年（税込）

上記ア、イについて、各会計年度の上限額を超える提案については選定しない。

※L G W A N オプション、初期費用、導入支援コンサル等のすべての必要経費を含めること。

5 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てを行った者又若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げるものではないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又は

その支店と常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(4) 県税を滞納している者でないこと。

(5) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(6) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

(7) 情報セキュリティ管理・運用の基準となるISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)の登録を受けていること。

6 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。応募書類による審査を行い、最も優れた提案を行った者を、契約候補者として選定する。

7 質問書

本プロポーザルに参加を希望する者からの質問を次のとおり受け付ける。

なお、質問は企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

(1) 提出書類

質問書(第1号様式)

(2) 提出方法

質問書を、本実施要領の末尾に記載の電子メールアドレス宛てに電子メールにより提出し、必ず提出日のうちに、本実施要領の末尾に記載の担当者に、提出した旨を電話連絡すること。

なお、電話又は口頭のみでの質問は一切受け付けない。

(3) 提出期限

令和7年5月9日(金) 17時まで

(4) 質問への回答

質問書に対する回答は、質問者名を伏せた上で、令和7年5月14日(水)までに福島県ホームページに掲載する。

8 参加申込み

(1) 提出書類

ア 参加申込書兼誓約書（第2号様式）

イ 会社概要（第3号様式）

※会社概要が分かるパンフレット等を添付すること。

ウ 法人の履歴事項全部証明書（発行から3か月以内の原本。個人の場合は、地方自治法施行令第167条の4第1項第1号及び第2号に該当する者でないことを証する書類）

エ 印鑑証明書（発行から3か月以内の原本）

オ 直近2事業年度分の賃借対照表及び損益計算書の写し

カ 役員の一覧表（法人のみ、任意様式）

キ 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書（発行から3か月以内の原本）

ク 福島県の県税について未納がないことの証明書（発行から3か月以内の原本。福島県に本店、支店等がない場合は、本店の所在地の都道府県税について未納がないことの証明書）

ケ 5(7)に記載した認証（登録）を受けていることを証する書類（登録証、登録通知書等の写し）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限及び提出方法

令和7年5月20日（火）17時まで

持参又は郵送（書留郵便又はレターパックに限る）とし、郵送の場合は期限内に必着とする。

(4) 提出先

福島県総務部入札監理課（福島県庁本庁舎1階）

※ 参加申込書を提出したものの、企画提案書の提出を辞退する場合には、参加辞退届（第4号様式）を上記提出先に持参又は郵送（書留郵便又はレターパックに限る）により、企画提案書の提出期限までに提出すること。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

※ 企画提案内容はA4用紙20枚以内（A3用紙の場合、1枚をA4用紙2枚と換算）

イ 参考見積書及びその明細（任意様式）

(2) 提出部数

紙媒体：正本1部、副本6部

電子媒体：1部（PDFファイルを収録したCD-R又はDVD-R）

(3) 提出期限

令和7年5月30日（金）17時まで

持参又は郵送（書留郵便又はレターパックに限る）とし、郵送の場合は期限内に必着とする。

(4) 提出先

福島県総務部入札監理課（福島県庁本庁舎1階）

(5) 注意事項等

- ア 担当者の連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を必ず記入すること。
- イ 期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受け付けない。
- ウ 原則として、提出後における提出書類の返却、差替え及び再提出は認めない。
- エ 提出された企画提案書等の内容について、問合せを行う場合があるので、県が指示する期日までに回答すること。

10 企画提案書の作成上の留意点

(1) 企画提案書の記載事項

ア 企画提案書（様式任意）

以下の事項について提案すること。

番号	区分	内容
1	提案概要の的確性	○仕様書の内容を的確に捉え、本事業を効果的かつ効率的に実施するための提案
2	事業実績	○官公庁において、本事業の内容と類似の事業を行った実績 ○地方公共団体において、L G W A N－A S Pサービスとしてサービス提供した実績 ○複数自治体による共同運用（又は運営・調達）の導入支援を行った実績
3	機能面	○サービスの視認性・操作性・機能性 ○追加機能や他システムへの連携などの拡張性 ○情報漏えい、不正侵入等を防止するための具体的な情報セキュリティ対策 ○大規模災害等に対する具体的な災害対策 ○機能面やセキュリティ面等の優位性 など
4	導入支援	○事業者又は職員向け操作説明会の内容・実施方法等 ○職員及び利用者向けのマニュアル等の整備 ○サービス利用促進について ○導入までのスケジュール など
5	運用保守	○利用者からの問合せ等への対応方法・実施体制 ○職員からの問合せへの対応方法・実施体制 ○契約終了時のデータの取り扱い・サポート ○データのバックアップの方法・頻度 など

イ 会社概要（任意様式）

所在地や資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要が分かるもの。（パンフレット等、既存のもので可）

ウ 参考見積書

- (7) 本事業に係る所要経費をすべて含めて、予算限度額以内で見積書を作成すること。なお、追加提案を記載する場合は、貴社が提示する見積りの範囲内で実施すること。

【積算条件】年間契約件数、利用職員数無制限 L G W A Nオプション、導入支援あり

- (イ) 消費税及び地方消費税を含むこと。
- (ウ) 見積りの根拠となった所要経費の明細を明示すること。
- (エ) 見積りは一式表記ではなく、単価等を明示すること。

1 1 選定方法

企画提案書の内容に基づき、「1 2 審査基準等」に基づき、複数人の審査委員による審査を行い、結果、各審査委員の評価点の平均が最も高い者を契約候補者として選定する。ただし、採用基準点を60点とし、各審査委員の評価点の平均が採用基準点に満たない場合は、採用しない。

1 2 審査基準等

(1) 評価基準

区分	評価項目	評価内容	配点
事業者評価	提案概要の的確性	○仕様書の内容を的確に捉え、本事業を効果的かつ効率的に実施するための具体的な提案がなされているか。	5
	事業実績	○官公庁において、本事業の内容と類似の事業を行った実績はあるか。 ○地方公共団体において、L G W A N－A S Pサービスとしてサービス提供した実績はあるか。 ○複数自治体による共同運用（又は運営・調達）の導入支援を行った実績はあるか。	10
企画提案評価	機能面評価	○サービスが視認性や操作性、機能性に優れているか。 ○サービスが追加機能や他システムへの連携などに対応できる拡張性に優れているか。 ○情報漏えい、不正侵入等を防止するための情報セキュリティ対策が十分に確保されているか。 ○大規模災害等に対する災害対策が十分に確保されているか。 ○機能面やセキュリティ面等において、他のサービスと比較して優位性があるか。	30
	導入支援	○職員向けの操作説明会及び利用事業者向けの操作説明会の内容は適切なものとなっているか。 ○職員及び利用者向けのマニュアル等の整備は十分なものとなっているか。 ○サービス利用促進に対する提案は十分なものとなっているか。 ○本県が予定している導入時期を考慮したスケジュールとなっているか。	30
	運用保守	○利用者からの問合せ等に対し、迅速にサポートできる体制が	20

		確保されているか。 ○職員からの問合せに等に対し、迅速にサポートできる体制が確保されているか。 ○契約終了時のデータの取り扱いについて、適切な手法により実施される提案になっているか。また、業務のサポートは十分なものになっているか。 ○データのバックアップは、適切な手法により実施されているか。	
	費用評価	○費用対効果に優れた積算金額となっているか。	5
合 計			100

(2) 採点基準

評価	得点
非常に優れている	配点×1.0
優れている	配点×0.8
標準的である	配点×0.6
やや劣っている	配点×0.4
劣っている	配点×0.2
記載なし	配点×0.0

1.3 契約の締結等

- (1) 契約内容は、企画提案書等に基づき改めて契約候補者と協議を行い、見積書を徴した上で、別途設定する予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、協議が整わない場合又は契約候補者が辞退した場合は、時点の事業者（採用基準点を満たす者に限る。）と協議を行い、同様に見積書を徴した上で、予定価格の範囲内で契約を締結する。
- (2) 契約にあたっては、福島県財務規則第228条の規定により契約保証金を納付すること。なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。ただし、福島県財務規則第229条の規定に該当する場合、契約保証金は免除する。
- (3) 本事業の支払いは、精算払いとする。支払いの回数については協議の上決定する。
- (4) 契約書案については、現時点での基本的事項を記載したものであり、詳細な内容については契約の相手方と協議の上、追加することとする。

1.5 実施スケジュール

公募開始	令和7年4月25日（金）
質問書の提出期限	令和7年5月 9日（金） 17時まで
質問への回答	令和7年5月14日（水）
参加申込書提出期限	令和7年5月20日（火） 17時まで（必着）
参加資格確認通知発出	令和7年5月21日（水）
企画提案書提出期限	令和7年5月30日（金） 17時まで（必着）

選定結果通知

令和7年6月上旬頃（予定）

16 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成、提出等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書に含まれる著作権、特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (4) 提案者が1社のみであった場合でも、本プロポーザルでの選定は実施する。
- (5) 本事業の実施については、この要領に定めるものの他、必要に応じて別に定める。

17 提出先及び問合せ先

福島県総務部入札監理課（福島県庁本庁舎1階） 担当：吉成

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16

電話番号 024-521-7899

電子メールアドレス zaimu_nyusatsu@pref.fukushima.lg.jp